

「船橋市立医療センター建替基本構想」策定後の変更状況等について

○平成29年3月28日：医療法施行規則の一部改正

平成29年3月28日付けの「医療法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第27号）」により、医療法施行規則が以下のとおり改正された。

医療法施行規則（該当部分抜粋）

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請(以下この項及び次項において「命令等」という。)をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

（中略）

二 放射線治療病室の病床、~~無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの~~については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

（この省令は、平成三十年四月一日から施行する。）

当該施行規則の改正により、無菌病室、集中強化治療室（ICU）及び心臓病専用病室（CCU）の病床については、平成30年4月1日以降はこれまで既存の病床数として算定していなかったものも含めて、全て既存の病床数として算定することとなる。



平成30年4月1日以降は、「船橋市立医療センター建替基本構想 p28 ㊤集中強化治療室等（ICU、SCU）の充実」として記載している 25床～32床（ICU16～20床、SCU9～12床）の増床は『「医療法施行規則第30条の33」の規定により、配分病床とは別枠の扱いの病床として確保する』ことができなくなる。